

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

公募型プロポーザル方式により跡地利用先を選定するので、次のとおり公告する。

なお、本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下に定める事項を承知の上、参加申し込みをすること。

令和7年5月30日

川口市長 奥ノ木 信夫

1 事業の概要

本事業用地は、昭和39年からUR川口並木町住宅や並木保育所などとして利用されてきましたが、川口市との借地期間満了により、UR都市機構から令和5年10月に市へ更地返還された約1,108㎡の土地（以下「公募対象地」という。）となり、公募対象地と建物の床との等価交換により、保育所及び居住施設等を整備できる事業者を、プロポーザル方式により募集するもの。

2 公募対象地

(1) 所在地

並木二丁目3番4

(2) 敷地面積

1,108.44㎡

3 応募資格

本件へ応募する事業者の資格は、次の(1)から(4)までの条件を全て満たす者とします。

(1) 川口市内に本社、本店、事務所を有する単体の法人、又は代表となる事業者（以下、「代表者」という。）が川口市内に本社、本店、事務所を有する法人である複数の事業者によって構成される共同事業者で、応募する単体の法人又は共同事業者の代表者が川口市の令和7・8年度入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されていること又は同等の資格を有すること。

(2) 次の条件を満たす者であること。

ア UR川口並木町跡地を利用する事業者選定公募型プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）及び各種関係法令等に適合して、保育所等を建設し、その後の施設を保守する期間を含めて、継続して安定的に経営することができること。

イ 令和9年度中に保育所の引き渡しができること。ただし、着工後この期間に引き渡しすることができない事由が発生した場合、川口市と事業者で協議し決定するものとする。

ウ アに規定する保育所等の建設に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要な能力を十分に有すること。

エ 保育所等の建設などに係る事業計画が、実施要項に適合した内容になっていること。

オ 保育所等の建設、経営に係る資金計画が適切であること。

カ 土地交換に伴う売買代金等を支払う能力があること。

キ 事業者又は共同事業者自らが本件土地を活用すること。

(ア) 応募者が公募対象地の所有者となり、保育所等の建設を行うこと。

(イ) 本プロポーザルで提案した内容は、本事業実施用途以外には利用しないこと。

(目的外の用途に使用される場合は、契約の解除対象となります。なお、目的外用途に使用されることを未然に防止するため、事業者は事業の実施に際して、川口市との開発手続の協議に先立ち、本プロポーザルで提案された内容と相違ないことを川口市が確認し、計画を承諾するための、建設計画の協議を行っていただきます。)

(3) その他法令等により規定される次の条件を満たす者であること。(下請業者、協力業者含む)

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく会社更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申立て若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てを受けていないこと又は会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づく清算の開始を行っていないこと。

※ ただし、会社更生法に基づく更生計画の認可を受けている者又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者においては、本プロポーザルの参加資格を認める場合がありますので、事前にご相談下さい。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号および川口市暴力団排除条例(平成24年条例第52号)第2条第1号、第2号および第3号(暴力団、暴力団員、暴力団員等)に規定する暴力団、暴力団関係者、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)およびそれらの者と関係を有する者でないこと。

※ なお、それらの者と関係を有する者とは、次のとおりです。

(ア) 公募対象地を反社会的勢力の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者。

(イ) 次のいずれかに該当する者。

a 法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力である者又は反社会的勢力がその経営に実質的に関与している者。

b 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって反社会的勢力を利用するなどしている者。

c 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或い

は積極的に反社会的勢力の維持運営に協力している者。

d 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者。

e 反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用している者。

(ウ) 上記①又は②に該当する者の依頼を受けて申込みをしようとしている者。

エ ウのほか、不法な行為を行い、若しくは行うおそれのある団体、法人若しくは個人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人若しくはそれらの構成員で、事業者として川口市が適当でないと認める者でないこと。

オ 契約の締結に際し、川口市が犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に準じて行う本人確認に応じることができること。

(4) 企画提案書等の提出締切日から起算して2年前の日以降において次に掲げる者のいずれにも該当していないこと。

ア 川口市との契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は契約の目的物の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ 川口市が執行した競争入札において、公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ウ 川口市と落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

エ 川口市の監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者。

オ 川口市との契約において正当な理由なく契約を履行しなかった者。

カ 国税、地方税を滞納している者。

4 審査項目

(1) 資格審査基準

応募者から提出された資格審査書類を基に参加資格要件等の確認を行う。

ア 応募者の参加資格要件

定められた条件を遵守しているかどうかを確認する。

イ 応募者に対する資金力、健全性

応募図書により応募者に対する資金力、健全性を確認する。

(2) 提案審査基準

応募者から提出された応募図書を基に審査を行う。

5 手続き等

(1) 担当部署

川口市役所子ども部保育運営課施設係

〒332-8601

埼玉県川口市青木2丁目1番1号

川口市役所第二庁舎3階

電話 048-259-9042（直通）

FAX 048-252-7776

E-Mail 083.04400@city.kawaguchi.saitama.jp

(2) 実施要項の交付

実施要項は、令和7年5月30日（金）より、川口市ホームページから入手するものとする。

ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間

令和7年5月30日（金）から

土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

5（1）に同じ

(3) 企画提案書の受付期限、受付時間及び提出先等

ア 受付期限

令和7年8月8日（金）午後5時まで

イ 提出先

5（1）に同じ

ウ 提出方法

持参による。（郵送不可）

7 その他

詳細は、実施要項による。